

# 宮崎市養育費保証支援事業

ひとり親家庭にとって、養育費は、子どもの健やかな成長のために大変重要なものです。  
ひとり親家庭の方が、養育費を確実に受け取れるための支援として、保証会社との養育費保証契約に係る本人負担費用（保証料）を助成します。

## ■対象者

宮崎市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、令和3年4月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結し、次の要件をすべて満たす方

- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること。
- ・養育費の取決めの対象となる児童（20歳未満の者）を現に扶養していること。
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・過去にこの補助金の支給を受けたことがないこと。

## ■対象となる経費

養育費保証契約の締結に要する経費のうち、初回の保証料として本人が負担する費用

## ■補助額

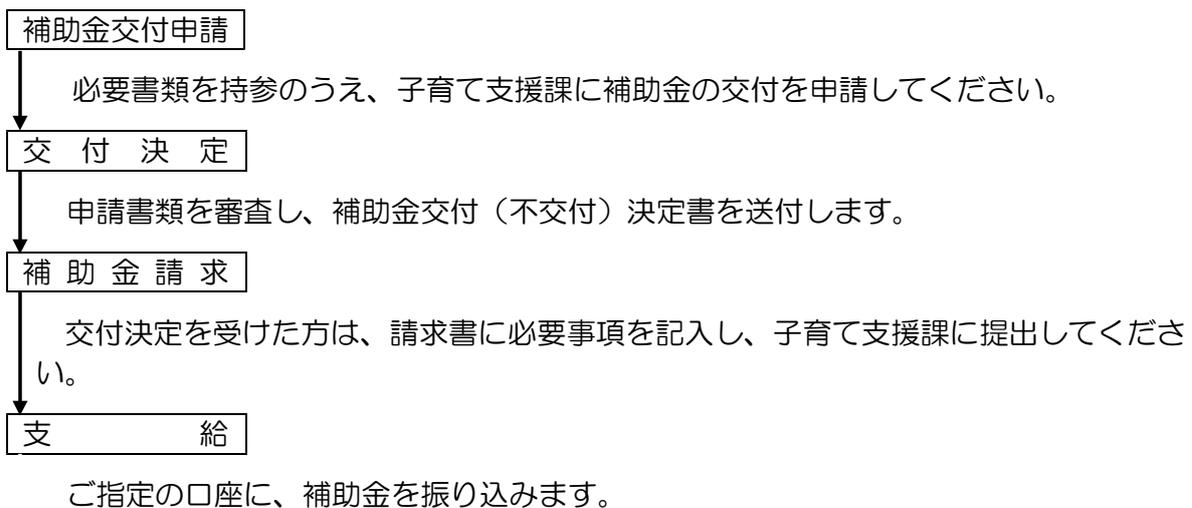
対象経費と月額養育費を比較して少ない方の額（上限 5 万円）

## ■申請方法・申請期日

養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に、必要書類をそろえて、子育て支援課にお申し込みください。（裏面参照）

※ 対象となるご本人が申請してください。

## ■手続きの流れ



## ■必要書類

### <交付申請のとき>

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票（交付から1か月以内）  
児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成資格者証をお持ちの方は、それに代えることができます。
- (3) 対象経費の領収書等  
※クレジット会社を介して支払を行った場合は、クレジット契約証明書
- (4) 養育費の取決めを交わした文書  
確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。  
※公正証書の場合、「強制執行されても構いません」という趣旨の記載が必要です。
- (5) 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間は1年以上のものに限る）
- (6) その他、市長が必要と認めるもの  
※必要に応じてお願いすることがあります。

### <支給のとき>

- (1) 請求書
- (2) 振込先の分かるもの（預金通帳又はキャッシュカードの写しなど）

### ☆お問い合わせ先☆

宮崎市子ども未来部 子育て支援課 子ども給付室（母子父子支援担当）（本庁舎5階）

[所在地] 宮崎市橘通西一丁目1番1号

[電話] 0985-21-1765